

議案第 4 4 号

ひたちなか市津田老人いこいの家設置及び管理条例を廃止する条例  
制定について

ひたちなか市津田老人いこいの家設置及び管理条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市津田老人いきいの家設置及び管理条例を廃止する条例

ひたちなか市津田老人いきいの家設置及び管理条例(平成6年条例第53号)は、  
廃止する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。